

固定金利選択型 無担保500借り換えローン

令和6年4月現在

商品名 (愛称)	固定金利選択型 無担保500借り換えローン
ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ○当金庫の会員または会員となる資格を有する個人の方 ○住宅金融公庫等の住宅融資利用をする方で、ご返済実績が5年以上ありかつ直近1年間に返済遅延がない方 ○当金庫に下記①または②のうち1項目以上のお取引実績のある方 <ul style="list-style-type: none"> ①定期性預金および公共料金自動引落実績 ②給与振込指定先 ○年齢が満20歳以上で、完済時の満年齢が70歳以下の方 ○勤続年数または営業年数が原則として3年以上の方 ○給与所得者は、前年税込年収が250万円以上の方。個人事業主は前年税込年収が150万円以上の方 ○原則として団体信用生命保険に加入できる方。 ○当金庫が融資適格者と認めた方 <p>※本件借入金額と当金庫の既往借入の合計金額によっては、会員に限られます</p>
お使いみち	住宅金融公庫等の公的住宅資金の借り換えおよび他行住宅ローンの借り換え資金
ご融資金額	50万円以上500万円以内（1万円単位） ただし、借り換え対象ローンの残高を上限といたします
ご利用期間	最長15年以内 ただし、借り換え対象資金の残存償還期間を上限といたします
ご融資利率	<p>当金庫所定利率による 固定金利型(3年・5年・7年)または変動金利型をお選びいただけます (固定金利選択型)</p> <p>固定金利選択型(3年・5年・7年)について借入当初の金利が適用されるのは固定金利期間中に限ります。固定金利期間中は他の金利タイプへの変更はできません。選択した固定期間経過時点で再度その時点での固定金利または変動金利を選択いただくこともできますが、この金利は借入当初の金利とは異なる可能性があります (変動金利型)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・お借入後の利率の引下げ幅または引上げ幅の算出は、毎年4月1日、10月1日(以下「基準日」という)の2回に行うものとし、前回基準日(借入日が前回基準日以降の場合は借入日)における基準利率(当金庫所定の新長期住宅プライムレート)と現基準日における基準利率の差をもってお借入利率を引下げまたは引上げるものとします ・お借入後の利率を変更するときの、新利率適用開始日は次のとおりとなります ・利息後払いの場合は、基準日の属する年の6月、12月の約定日の翌日とし翌月7月、1月の約定日から、新利率適用によるご返済が始まるものとします

<p>ご返済方法</p>	<p>元利均等毎月返済（利息後払い） なお、ご融資金額の50%以内で年2回（6ヵ月間隔）のボーナスの併用返済も可能です 《ご返済額の見直し方法》 ○年2回利率見直しを5回（2年6ヵ月）行うまでは、その間に借入利率の変更があってもご返済額は変わりません ○2年6ヵ月毎に新利率、残存元金、残存期間により新返済額を見直します ただし、新返済額は従前の返済額の1.25倍を上限とします</p>
<p>担保</p>	<p>不要</p>
<p>保証</p>	<p>不要</p>
<p>返済負担比率</p>	<p>返済負担比率は、お申込人の住宅関連にかかわる全ローンの年間ご返済額合計と前年税込年収（所得合算含む）に対する割合となります 前年税込年収400万円未満の方は、返済負担比率30%以内となります 前年税込年収400万円以上の方は、返済負担比率35%以内となります ※同居の保証人1名の前年税込年収の50%を所得合算することができます ※連帯債務者の場合の場合は前年税込年収の100%まで所得合算することができます</p>
<p>保証人</p>	<p>配偶者または子1名以上</p>
<p>団体信用生命保険</p>	<p>原則として、当金庫指定の団体信用生命保険にご加入いただきます ※保険料は当金庫が負担いたします</p>
<p>手数料 （消費税込）</p>	<p>○ご融資実行時に当金庫所定の手数料をいただきます ○お借入後に固定金利を再度選択する場合には1回毎に所定の手数料をいただきます ○ご融資期間中に一部繰上げ返済または繰上げ完済される場合には、それぞれの所定の手数料をいただきます ※詳しくは窓口にお問合わせください</p>
<p>お取扱期間</p>	<p>随時</p>

<p>苦情処理措置・ 紛争解決措置</p>	<p>○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時20分、電話:027-360-3456、フリーダイヤル:0120-666-456(フリーダイヤルは群馬県内のみ利用可))にお申し出ください。</p> <p>○紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに群馬弁護士会(電話:027-234-9321)が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。</p>
<p>その他</p>	<p>○現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫本支店窓口までお問い合わせ下さい</p> <p>○お申込み時に審査に必要となる書類をご用意いただきます</p> <p>○審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください</p> <p>○融資実行時には所定の印紙税が別途必要となります</p> <p>○ご返済期間中でも一部または全額の繰上げ返済も可能です。ただし上記繰上げ返済手数料がかかります</p> <p>○詳しくは、窓口までお気軽にお問合せください</p>